

二十六、「又太郎一件口上書控」 について

ここに「文政、又太郎一件口上書控」(粕屋町長家文書仮こ)という古文書があります。この古文書の内容は、又太郎という篠栗村の百姓と思われる者が大酒を飲み、尾仲村の日向という者と口論の上、喧嘩になり、手首に怪我をしたことで、役所から取り調べを受けた経緯を書いたものです。事の次第は次の通りです。

又太郎は酒を飲んで夜十時頃妙福寺へ行き、そこでも酒をいただいて帰ろうとした時、こちらも酒を飲んでいる日向と会い、口論になります。寺の者になだめられ、又太郎は帰りますが、途中日向が追いつき、上町あたりでまたも酒を飲み口論、いさかいになります。そこに篠栗村の弥平ほか三人がやって来たので日向は去ります。近所の仁七を起こし、間屋金次も起こし、灯明をつけてみますと、又太郎の手首から

ないけれど、何卒よろしくお願いますとといったような差し障りないことを書いています。

第四の口上書控は、篠栗村の六つの組合の組頭と庄屋又六の連名によるものです。「又太郎儀根元は悟分正実者に御座候得共平日酒相好折節酔狂仕候…ふと大酒忘身仕候」と、根は物分りのよい正直者だが、大酒を飲むといけないと書いてあります。そしてこの度のことを詫び、御慈悲ある取り計らいをお願いしています。

この古文書は以上のことが書かれているだけで、処罰があったのか否かは分かりません。今の世情からすれば、酒を飲み喧嘩をし、怪我をしたことで、役所にこれだけの書類を提出するというのは理解しがたいところですが、おそらく日向からの口上書、日向の所属する組合、組頭や庄屋からの口上書も当然提出されている筈です。

「慶安の御触書」に、「一、酒、茶を買い飲むまじきこと、妻子も同じなり」「篠栗町誌」とあります。おそらく大酒を飲み、事件を起こすことは固く禁じられ

血が流れています。

この件につきまして役所から詮議が行われましたが、その時の四つの口上書控が残っています。

第一の口上書控は、又太郎から表粕屋郡役所の大塚六内と平井次八に宛てたものです。これは前述した酒を飲み、口論喧嘩し怪我をした経緯を詳細に述べています。注目されるのは、とにかく大酒を飲んでいた、どのようにして怪我をしたか全然覚えていないということです。

第二の口上書控は、弥平、仁七ら四人から役所に差し出されたもので、自分達は現場を見ていないのでよく分からないが、おそらく日向が叩いたのであろうと述べています。若杉村の医師安松道順に怪我を診てもらったら、大したことはなくすぐに治るであろうと言われたとあります。

第三の口上書控は、又太郎が所属する又太郎組合の百姓八人と組頭忠右衛門の連名によるものです。又太郎に尋ねても、酒の上のことでも何も覚えておらず、怪我也大したことがないこと、風俗を乱し申し訳

ていたことでしょう。

それにしても面白いと思うのは、又太郎が酒に酔い何も覚えていないで押し通し、四人の証人も、組頭、庄屋も酒の上のことなので、この一手で押し通していることです。